



平成27年6月12日

- 本資料には、「委員限り」の数値等が含まれています。
- 「委員限り」の数値等には言及せずに、御審議頂くようお願いいたします。

総務省総合通信基盤局長

吉良 裕臣 殿

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅也

「加入光ファイバに係る接続の業務に関して報告すべき事項について(要請)」
(平成27年5月21日 総基料第101号)に基づき、別紙の通り報告いたします。

赤字部分は委員限り

貴社が設置するシェアアクセス方式の加入光ファイバについて、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定により貴社が認可を受けた接続約款に基づき接続している_____から、別添により、一の光配線区画内に_____が利用する複数の主端末回線があり、かつ、当該主端末回線に収容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たない事例が326件(654件主端末回線)ある旨の情報の提供があった。

これを踏まえ、シェアアクセス方式の加入光ファイバに係る接続の業務の実態を把握するため、下記のとおり報告を求めます。

1. 報告を求める内容

(1) 別添の326件の事例に係る接続の業務の実態

- ① 別添に示された事例について、一の光配線区画において_____が複数の主端末回線を利用しており、かつ、当該主端末回線に収容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たないという実態の有無

- ・ 「加入光ファイバに係る接続の業務に関して報告すべき事項について(要請)」(平成27年5月21日 総基料第101号)別添に示された事例326件(654主端末回線)のうち、一の光配線区画において_____が複数の主端末回線を利用しており、かつ、当該主端末回線に収容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たないという事例は、40件となっています。

② 上記①の実態がある場合には、その県域、通信用建物名、光配線区画名及び直近2年間の変更履歴、主端末回線ID並びに主端末回線に收容される分岐端末回線の数

赤字部分は委員限り

一の光配線区画において_____が複数の主端末回線を利用しており、かつ、当該主端末回線に收容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たないという事例(40件)について、その県域、通信用建物名、光配線区画名及び直近2年間の変更履歴、主端末回線ID並びに主端末回線に收容される分岐端末回線の数は、別添1のとおりです。

一の光配線区画において_____が複数の主端末回線を利用しており、かつ、当該主端末回線に收容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たないという実態が見られない事例(286件)について、その県域、通信用建物名、光配線区画名及び直近2年間の変更履歴、主端末回線ID並びに主端末回線に收容される分岐端末回線の数は、別添2のとおりです。

今回、_____がお持ちの光配線区画名と当社が確認した設備状況との間で差が発生している理由は、_____がお使いになられている光アンバンドルシステムの回線原簿上の光配線区画名は開通工事の設計時の情報であり、設計以降に

- ・ 現地のケーブルルートや電柱の状況により、設計時の光配線区画での開通が困難であり、隣接する光配線区画で開通せざるを得なかったこと
 - ・ 宅地造成等により新たに大規模な需要が発生する等の理由により、光配線区画を分割若しくは境界を見直しして開通せざるを得なかったこと
- 等の理由から、光配線区画の変更が生じたことによるものです。

光配線区画名は、当初、光アンバンドルシステムの回線原簿上に掲載しておりませんでした。_____より光配線区画名を活用したいとのご要望があり、早期かつ安価に光配線区画名をお知らせする観点から、設計時の光配線区画名を掲載することとし、その旨を平成25年3月に事業者説明会で利用事業者へご説明した上で掲載しています。また、光配線区画の変更により接続事業者が新たな主端末回線を利用することとなる際は、その旨接続事業者へ通知し、開通に必要な情報を当該事業者から受領した後に開通しています。

しかしながら、今回のご指摘は、上述の設計時以降の光配線区画の変更に起因するものとはいえ、回線原簿上の光配線区画名を変更していなかったことによるものであることから、光配線区画名を定期的に変更する対応を6月下旬より実施していく考えです。

さらに、光配線区画に係る情報を接続事業者に提供していることから、開通工事の有無にかかわらず、変更のあった光配線区画を能動的にお知らせしていくこととし、お知らせの内容や頻度等について、現在_____と協議しております。

③ 上記①の実態がある場合には、その事例ごとの発生の理由

- ・ 別添1のとおりです。

複数の主端末回線利用となった理由とその件数は以下のとおりです。

なお、主端末回線を新たに開通する際は、接続事業者へ通知し、開通に必要な情報を当該事業者から受領した後に、開通しています。

(複数の主端末回線利用となった理由、件数)

i 8ユーザを超える申込みがあった後に、分岐端末回線の廃止や申込取消があったため	: 16件
ii 1つ目の局外スプリッタの設置されているクロージャ内のスペースが満杯で、新たな分岐端末回線の設置が行えなかったため	: 7件
iii 支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外スプリッタへの収容替えを行っているため（主端末回線は一時的に2回線となるが、収容替え完了後は1回線となる）	: 6件
iv ユーザ要望により、1つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業を行えなくなったため	: 1件
v ユーザ宅に過去に他の事業者が利用していた局外スプリッタからの分岐端末回線が既に引き込まれており、これを再利用したため	: 10件

④ 上記①の実態があり、それに対する改善策を講ずる予定がある場合には、その具体的な内容及び実施時期

- ・ 上述の i ~ iv の事例は、いずれの事例も業務運営上やユーザ対応上やむを得ず実施しているものです。

赤字部分は委員限り

- ・ v の事例は保留回線を優先的に利用したことにより発生した事例であり、_____からすれば当該光配線区画において収容効率を高められないという要因となるため、今後はこのような事例が発生しないよう、保留芯線を利用している事例がないか日々チェックする体制を構築し6月から対応していく予定です。なお、今回発覚した10件については、_____と協議・調整のうえ、当該回線について当社負担で収容替えを行い、収容替えが完了するまでの間は過去分も含めて接続料を返還する考えです。

(2) _____ が利用する主端末回線に係る接続の業務の実態

- ① _____ が利用する主端末回線の属する県域、通信用建物名及び光配線区画名
- ② 上記①の光配線区画の直近2年間の変更履歴
- ③ _____ が利用する主端末回線の回線ID及び開通日

_____ が利用する主端末回線の属する県域、通信用建物名、光配線区画名、光配線区画の直近2年間の変更履歴、主端末回線ID及び開通日は、別添3のとおりです。

また、_____ が利用する総光配線区画(_____ 区画)のうち、直近2年間で変更のあった光配線区画(4, 675区画)の変更理由とその件数は、以下のとおりです。

(光配線区画の直近2年間の変更理由、件数)

I. 地中化により配線ルートや設備状況が変わったため、光配線区画を分割せざるを得なかったもの	: 156件 (____%)
II. 宅地造成等により新たな需要が発生し、既存の光配線区画のケーブルや設備では対応できず、光配線区画を分割し、新たに設定せざるを得なかったもの	: 2, 280件 (____%)
III. 配線ルート上に新たな建物や樹木等障害物があり、それを避けるために光配線区画の境界を見直したもの	: 2,136件 (____%)
IV. 既存ユーザがなく、カバー範囲が小さな光配線区画であったため、隣接する光配線区画と統合したもの	: 45件 (____%)
V. 空き地等設備がなく区画が設定されていない場所において、宅地造成等により新たな需要が発生し、光配線区画を新設したもの	: 58件 (____%)

※括弧内パーセントは、_____ が利用する総光配線区画(_____ 区画)に占める割合

変更のあった光配線区画は、宅地造成等により新たな需要が発生し、既存の光配線区画のケーブルや設備では対応できず、光配線区画を分割し新たに設定せざるを得なかったものや配線ルート上に新たな建物や樹木等障害物があり、それを避けるために光配線区画の境界を見直したものの、地中化により配線ルートや設備状況が変わったため光配線区画を分割せざるを得なかったもの等、いずれも設備構築上、やむを得ない対応として実施したものです。

これらの光配線区画の変更は、現在ご利用中のユーザも含めて光配線区画の変更を実施すると、当社が接続事業者のユーザに対して回線借用の対応を行うことになり、また、分岐端末回線の再敷設・切り替え作業や接続事業者側のネットワーク設定の変更も発生し、当社では対応できないため、地中化等に伴い接続事業者と予め調整しエリア一帯の設備自体を変更する時以外、ご利用中のユーザも含めた光配線区画の変更は実施しておりません。

④ 上記①から③を踏まえ、別添の326件の事例以外に、一の光配線区画において_____が複数の主端末回線を利用しており、かつ、当該主端末回線に收容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たないという実態の有無(実態がある場合には、上記(1)②から④までの報告事項)

※ なお、_____が利用する主端末回線の開通日(上記③)から起算して1年前の日以降に当該主端末回線の属する光配線区画を統合、分割、新設等した事例がある場合には、上記④の実態と併せて報告願いたい。

- ・ 別添の326件の事例以外に、一の光配線区画において_____が複数の主端末回線を利用しており、かつ、当該主端末回線に收容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たないという事例は、42件となっています。
- ・ 本事例の県域、通信用建物名、光配線区画名、直近2年間の変更履歴、主端末回線ID、主端末回線に收容される分岐端末回線の数、及び事例ごとの発生理由は、別添4のとおりです。また、_____が利用する主端末回線の開通日から起算して1年前の日以降に当該主端末回線の属する光配線区画を統合、分割、新設等した事例については、別添3のとおりです。
- ・ 複数の主端末回線を利用することになった理由とその件数は、以下のとおりです。なお、主端末回線を新たに開通する際は、接続事業者へ通知し、開通に必要な情報を当該事業者から受領した後に、開通しています。

(複数の主端末回線利用となった理由、件数)

i 8ユーザを超える申込みがあった後に、分岐端末回線の廃止や申込取消があったため	: 23件 (39件・ _____ %)
ii 1つ目の局外スプリッタの設置されているクロージャ内のスペースが満杯で、新たな分岐端末回線の設置が行えなかったため	: 3件 (10件・ _____ %)
iii 支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外スプリッタへの收容替えを行っているため(主端末回線は一時的に2回線となるが、收容替え完了後は1回線となる)	: 2件 (8件・ _____ %)
iv ユーザ要望により、1つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業を行えなくなったため	: 4件 (5件・ _____ %)
v ユーザ宅に過去に他の事業者が利用していた局外スプリッタからの分岐端末回線が既に引き込まれており、これを再利用したため	: 10件 (20件・ _____ %)

※括弧内は、件数は(1)別添の326件の事例を含めた件数。パーセントは_____が利用する総光配線区画(_____区画)に占める割合

赤字部分は委員限り

- ・ 前頁の i ~ iv の事例は、いずれの事例も業務運営上やユーザ対応上やむを得ず実施しているものです。
- ・ v の事例は保留回線を優先的に利用したことにより発生した事例であり、_____からすれば当該光配線区画において収容効率を高められないという要因となるため、今後はこのような事例が発生しないよう、保留芯線を利用している事例がないか日々チェックする体制を構築し6月から対応していく予定です。なお、今回発覚した10件((1)における事例とあわせた20件)については、_____と協議・調整のうえ、当該回線について当社負担で収容替えを行い、収容替えが完了するまでの間は過去分も含めて接続料を返還する考えです。

■ 光配線区画の変更の状況について

- が利用する総光配線区画のうち、直近の2年間で変更のなかった光配線区画は 区画()%、変更のあった光配線区画は4,675区画()%ととなっております。なお、一の光配線区画に複数の主端末回線がある光配線区画での変更はございません。

変更のあった光配線区画は、宅地造成等により新たな需要が発生し、既存の光配線区画のケーブルや設備では対応できず、光配線区画を分割し新たに設定せざるを得なかったものや配線ルート上に新たな建物や樹木等障害物があり、それを避けるために光配線区画の境界を見直したものの、地中化により配線ルートや設備状況が変わったため光配線区画を分割せざるを得なかったもの等、いずれも設備構築上、やむを得ない対応として実施したものです。

これらの光配線区画の変更は、現在ご利用中のユーザも含めて光配線区画の変更を実施すると、当社が接続事業者のユーザに対して回線借用の対応を行うことになり、また、分岐端末回線の再敷設・切り替え作業や接続事業者側のネットワーク設定の変更も発生し、当社では対応できないため、地中化等に伴い接続事業者と予め調整しエリア一帯の設備自体を変更する時以外、ご利用中のユーザも含めた光配線区画の変更は実施しておりません。
- これまで新たな主端末回線の開通に際しては、加入光ファイバに係る事業者間のシステムを介して接続事業者へ通知し、開通に必要な接続事業者の局内設備等の情報を受領した後に開通していますが、今回、よりご指摘を受けた事象は、上述のような対応を行なった際、本システム上の光配線区画名が、設計時の光配線区画名のままとなっていたため、発生した事象であり、本事象を根本的に解決するために、光配線区画名を定期的に変更する対応を6月下旬より実施していく考えです。
- さらに、光配線区画に係る情報を接続事業者に提供していることから、開通工事の有無にかかわらず、変更のあった光配線区画を能動的にお知らせしていくこととして、お知らせの内容や頻度等について、現在 と協議しております。

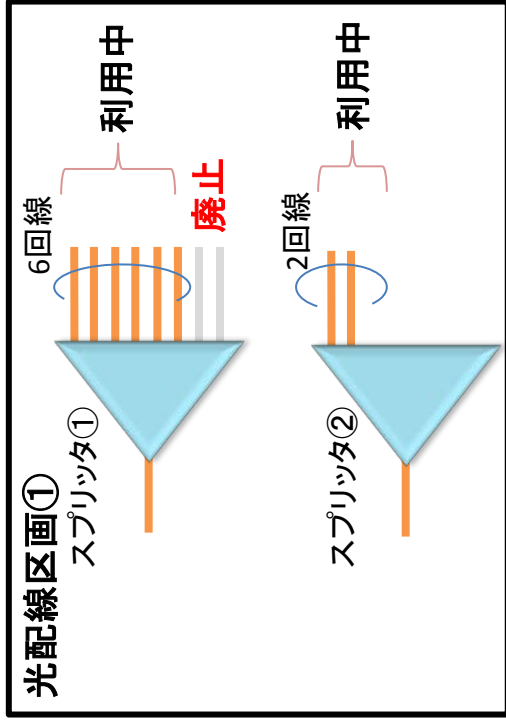
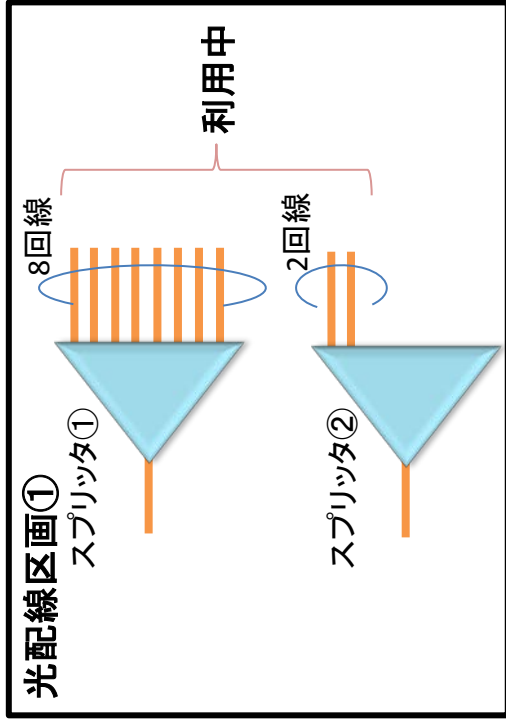
が利用する光配線区画の状況

(単位:光配線区画数)

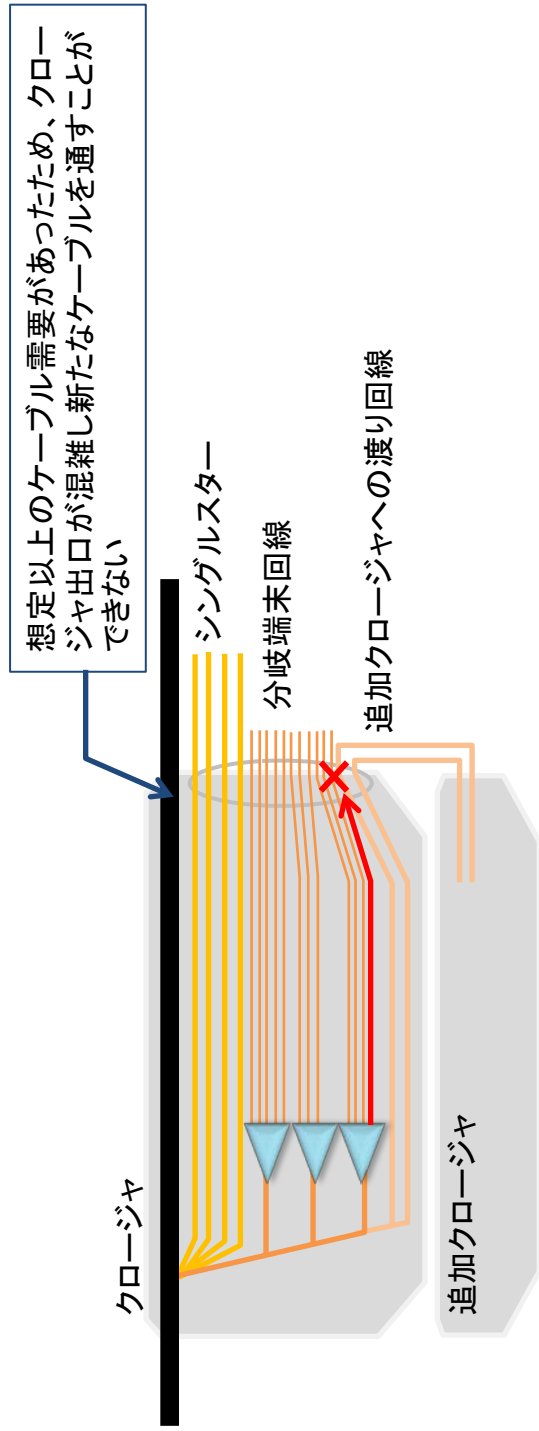
項目	6/12報告分	5/29報告分	総数(割合)
調査した光配線区画数	—	614 <326>	—
一の光配線区画で1主端末回線の利用となっているもの	—	574 <286>	()%
一の光配線区画で複数の主端末回線の利用となっており、当該主端末回線に収容する分岐端末回線の数がいずれも8に満たないもの	42	40 <40>	82 ()%
<p>(複数の主端末回線利用となった理由、光配線区画数)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 8ユーザを超える申込みがあった後に、分岐端末回線の廃止や申込取消があったため ii. 1つ目の局外スプリッタの設置されているクロージャ内のスペースが満杯で、新たな分岐端末回線の設置が行えなかったため iii. 支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外スプリッタへの収容替えを行っているため(主端末回線は一時的に2回線となるが、収容替え完了後は1回線となる) iv. ユーザ要望により、1つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業を行えなくなったため v. ユーザ宅に過去に他の事業者が利用していた局外スプリッタからの分岐端末回線が既に引き込まれており、これを再利用したため 			
一の光配線区画で、複数の主端末回線を利用しており当該主端末回線のいずれかが収容する分岐端末回線の数が8であるもの	31	0	31 ()%

<>内数値は別添の事例326件における件数

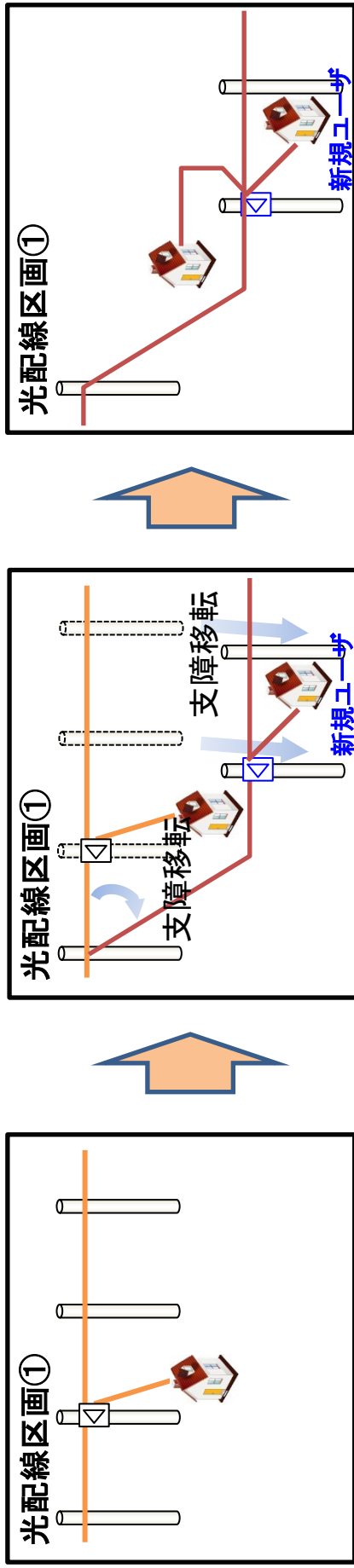
i. 8ユーザを超える申込みがあった後に、分岐端末回線の廃止や申込取消があったもの



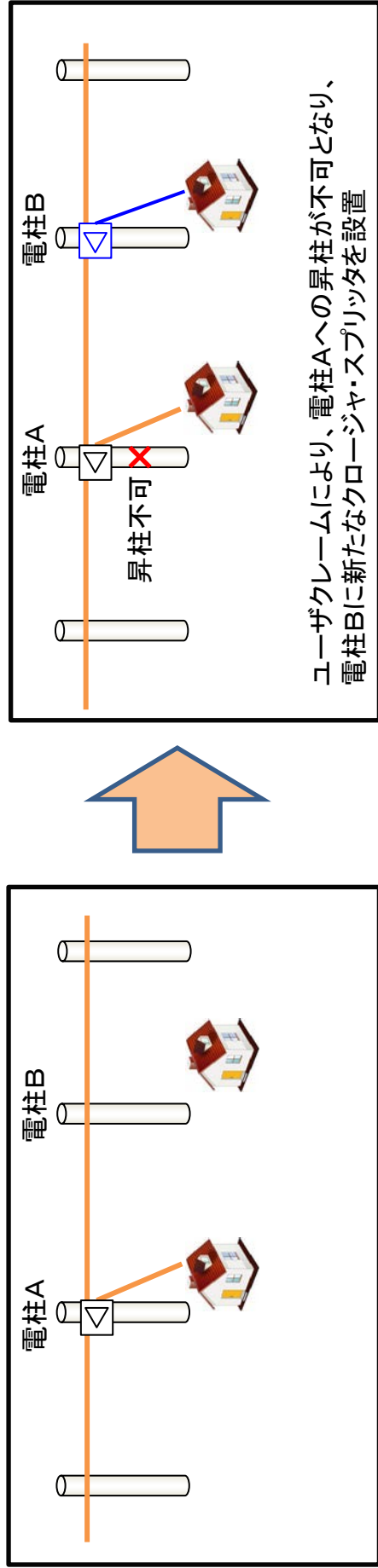
ii. 1つ目の局外スプリッタの設置されているクロージャ内のスペースが満杯で、新たな分岐端末回線の設置が行えなかったもの



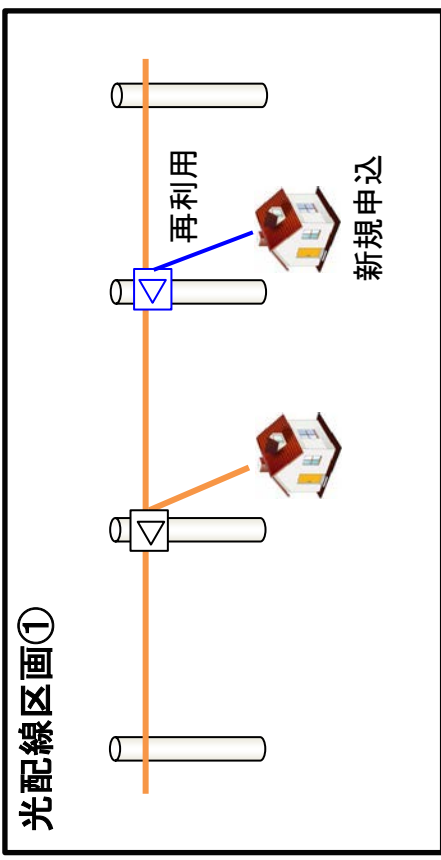
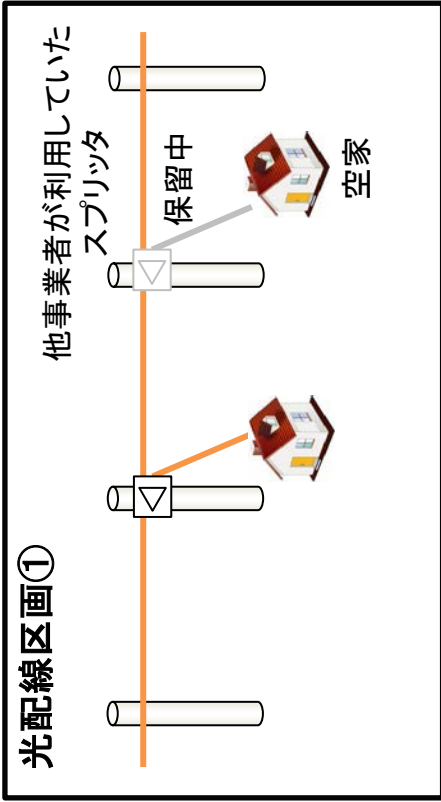
iii. 支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外スプリッタへの収容替えを行っているもの(収容替え完了後は、1主端末回線となる)



iv. ユーザ要望により、1つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業を行えなくなったもの



V. ユーザー宅に過去に他の事業者が利用していた局外スプリッタからの分岐端末回線が既に引き込まれており、これを再利用したもの



光配線区画の直近2年間の変更状況

(単位:光配線区画数)

内容	総数(割合) ※6/12報告分	(再掲) 5/29・6/8報告分
調査した光配線区画数	—	574 <286>
変更のなかった光配線区画	(<u> </u> %)	311 <155* >
変更のあった光配線区画	4,675 (<u> </u> %)	263 <131 >
<p>(変更となった理由、件数)</p> <p>I. 地中化により配線ルートや設備状況が変わったため、光配線区画を分割せざるを得ないもの</p> <p>II. 宅地造成等により新たな需要が発生し、既存の光配線区画のケーブルや設備では対応できず、光配線区画を分割し、新たに設定せざるを得ないもの</p> <p>III. 配線ルート上に新たな建物や樹木等障害物があり、それを避けるために光配線区画の境界を見直したもの</p> <p>IV. 既存ユーズがなくなり、カバー範囲が小さな光配線区画であったため、隣接する光配線区画と統合したもの</p> <p>V. 空き地等設備がなく光配線区画が設定されていない場所において、宅地造成等により新たな需要が発生し、光配線区画を新設したもの</p>		
<p>※155件において、<u> </u>がお持ちの光配線区画名と当社確認結果の差分の変更理由は以下のとおり。</p> <p>・現地のケーブルルートや電柱の状況により設計時の区画での開通が困難であり、隣接する区画で開通せざるを得ないもの:146件</p> <p>・設備実態は主端末回線が1回線であるが、当社システムに主端末回線が二重登録されていたもの(課金は実施していない): 9件</p>		

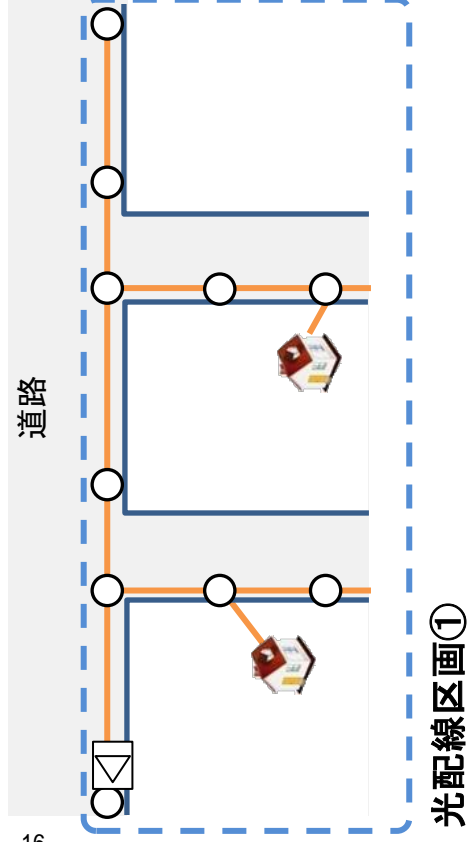
< > 内数値は別添の事例326件における件数

I. 地中化により配線ルートや設備状況が変わったため光配線区画を分割せざるを得ないもの

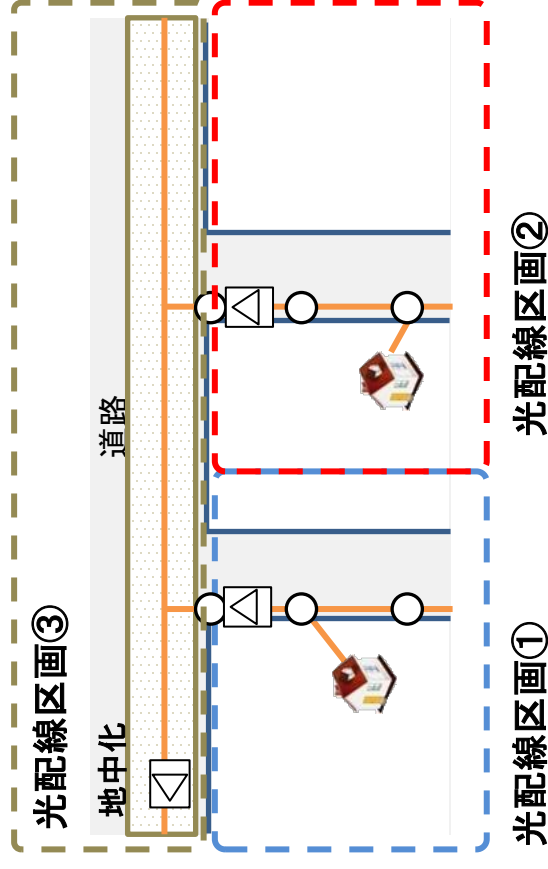
- 当初、1の主端末回線に2の分岐端末回線を収容。
- 当該光配線区画内の一部設備が地中化したことで、配線ルートや設備状況が変わったため、光配線区画を分割(※)し、主端末回線を増設。

※地中化後の光配線区画①・②について、分割せず架空で新たな配線ルートを構築していく方法では新たな電柱の設置や幹線ケーブルの追加敷設が発生するため、既存設備を有効活用し、コストダウンを図る観点から光配線区画の分割を実施。

◆ 地中化前の光配線区画



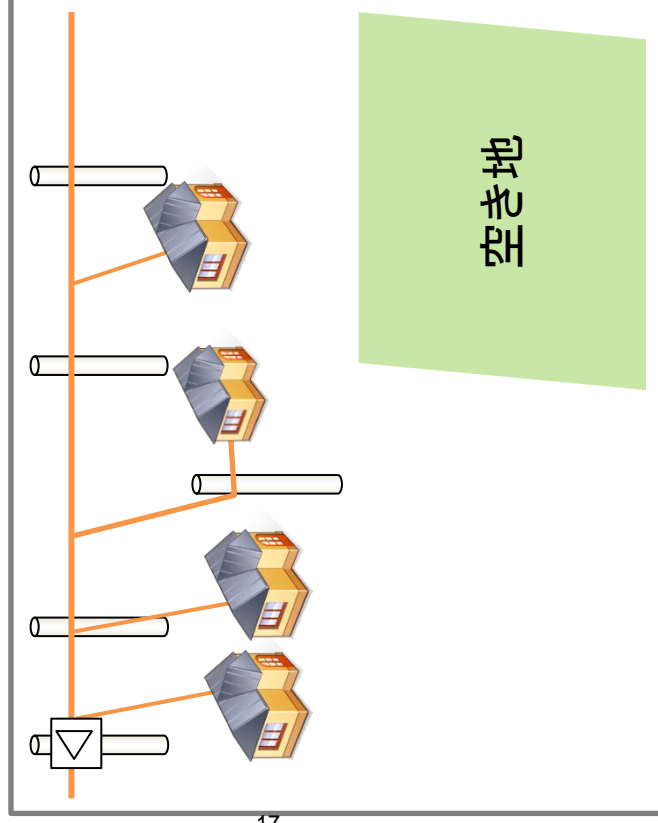
◆ 地中化後の光配線区画



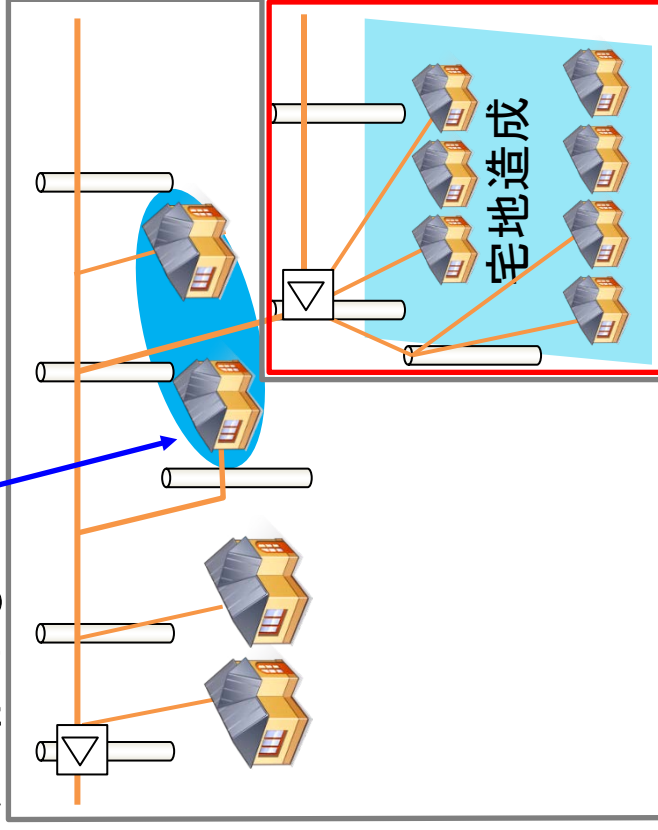
Ⅱ. 宅地完成等により新たな需要が発生し、既存の光配線区画のケーブル量や設備では対応できず、光配線区画を分割し、新たに設定せざるを得ないもの

既存ユーザは、分岐末端回線の再敷設、芯線切り替え、ネットワークの設定変更が発生するため、光配線区画の見直しは行わない。

光配線区画①



光配線区画①

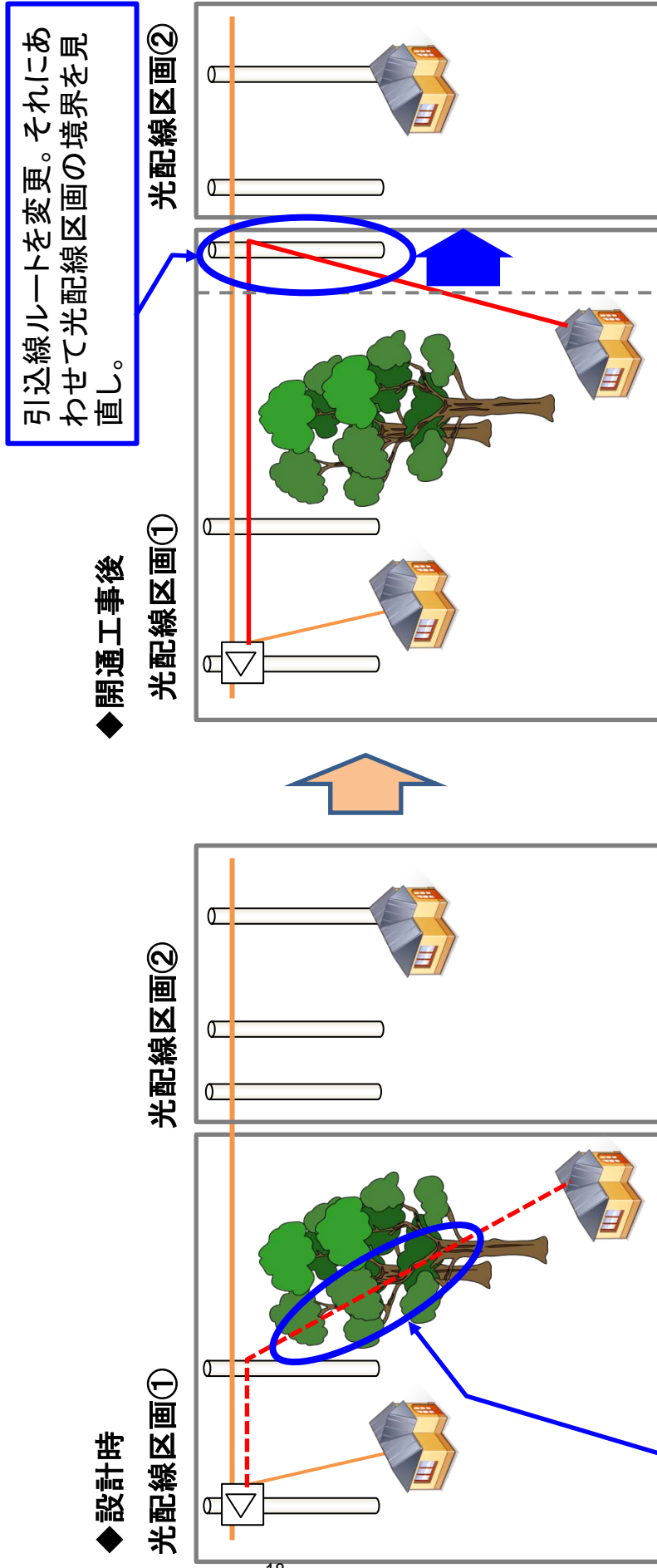


光配線区画②

新たな住宅等の状況を踏まえ、新たなケーブルや設備等を設置。(設備追加が必要ない程度の需要であれば、分割は行わない。)

Ⅲ.配線ルート上に新たな建物や樹木等障害物があり、それを避けるために光配線区画の境界を見直したもの

- 設計で予定した引込線のルートが、新たな建物や樹木等障害物により利用できなくなったため、それを避けるために利用した電柱等設備を同一の光配線区画内の設備とするため、光配線区画の境界を見直し。



V. 空き地等設備が無く、光配線区画が設定されていない場所において、宅地造成等により新たに需要が発生し、光配線区画を新設したもの

